

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	障害福祉課

契約業者名・住所	松戸市竹ヶ花 4 5 番地の 5 3 一般社団法人 松戸市医師会
工事等の名称	障害者・児童等医師アウトリーチ業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	運營業務委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	5, 3 2 7, 9 6 0 円（うち消費税及び地方消費税額 4 8 4, 3 6 0 円）
工事等の概要	重層的支援体制整備事業に係る障害者・児童に対する医師のアウトリーチの実施
随意契約の理由	本事業は、複合的・複雑化した課題を有する世帯を包括的に受け止め総合的な相談支援体制の構築を図り、アウトリーチ等を通じて継続的な関わりを持ち、必要な支援を届けることを目的とした社会福祉法第 1 0 6 条の 4 第 2 項第 4 号に規定する重層的支援体制整備事業を実施するものである。 本事業の実施にあたって、市が医療に係る専門的知識を有する医師会等地域の医療・介護の関係機関・関係団体等と連携して取組む必要がある。 また、地域包括支援センター職員や、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、介護事業者等との連携を常に意識し、情報が共有できる仕組みを確保する必要がある。 一般社団法人松戸市医師会は、市内の診療所・クリニックの開業医、病院長・理事長や、勤務医などを会員とする市内で唯一の医療関係団体であり、医師に求められる専門的知識やノウハウに精通し、適切かつ安定的に事業を行える体制を備えている。また、保健・医療・介護サービス実施機関との連携が深く、業務実施にあたって、関係機関との連携協力により事業を円滑に行うことが可能である。

	事業の安定的な実施が可能であり、円滑な事業遂行を鑑みると、委託を依頼できる機関は、一般社団法人松戸市医師会のみであると思料される。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約とするとともに、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、当該事業者から見積を徴するものである。
--	---